



平成21年5月27日

制度改革（業務範囲の拡大）後の第3種旅行業の状況について ～ 平成19年5月の制度改革から2年が経過しました ～

近年、日本人の旅行スタイルが、従来の「通過型」「団体型」から「体験・交流型」「個人型」の旅行へと転換している状況の中、「観光立国」の実現に向けた観光需要の拡大のため、こうした旅行者ニーズの多様化、高度化に対応した地域密着型の旅行商品の創出への取り組み強化が求められています。

このため、国土交通省では、平成19年5月12日、地域の観光資源を熟知した地域の中小観光事業者による旅行商品の創出を促進する観点から、こうした中小観光事業者が企画旅行の造成・募集を行いやすくするべく、一定条件下で第3種旅行業務の範囲の変更を行いました。（別紙参照）

九州における制度改革の活用事例としては、改正後、6つの観光協会などが第3種旅行業登録を行い、特に着地型旅行商品の造成に取り組んでいます。主な事例としては、（社）唐津観光協会が平成20年の夏休み期間に、「夏のお寺で座禅&写経体験！ツアー」や「自由工作もバッチリ！唐津焼づくりツアー」など8つの旅行商品を造成し、観光客を地域に呼び込むなど実績をあげています。

制度改革後2年が経過しましたが、今後ますます地域独自の魅力を活かした旅行商品の創出が促進され、地域の観光振興により大きく貢献していくことが期待されます。

なお、九州運輸局管内では、制度改革後2年間で、新たに61社が第3種旅行業の登録を受けています（制度改革後1年間で34社、その後の1年間で27社）。

【問い合わせ先】

九州運輸局企画観光部観光地域振興課
（担当）福山、稲葉、永松
（電話）092-472-2920

第3種旅行業の制度改革・推移について

別紙

◇制度改革の概要(平成19年5月12日改正)

改正前

中小観光事業者の参入が困難

- ・ 企画旅行の造成・募集を行うためには、第1種又は第2種の旅行業の登録が必要

少なくとも営業保証金1100万円、基準資産700万円が必要

(参考)改正前の旅行業者の業務範囲等

	業務範囲			手配旅行	主な登録要件	
	企画旅行				営業保証金	基準資産
	募集型		受注型			
	海外	国内				
第1種	○	○	○	○	7000万円	3000万円
第2種	×	○	○	○	1100万円	700万円
第3種	×	×	○	○	300万円	300万円

◇九州運輸局管内の県別旅行業者数

県名	第1種	第2種	第3種		合計
			事業者数	改正後登録件数(内数)	
福岡	23	53	207	31	283
佐賀	0	6	21	8	27
長崎	5	19	22	3	46
熊本	5	40	50	6	95
大分	3	20	27	7	50
宮崎	2	26	37	3	65
鹿児島	8	42	46	3	96
計	46	206	410	61	662

(注) 第1種、第2種は平成21年4月1日現在、第3種は平成21年5月8日現在。

(参考) 第3種を取得した観光協会(登録順)：(社)唐津観光協会、(社)平戸観光協会、(社)長崎国際コンベンション協会、(社)ツーリズムおおいた、(社)天草宝島観光協会、

特定非営利活動法人竹田市観光ツーリズム協会

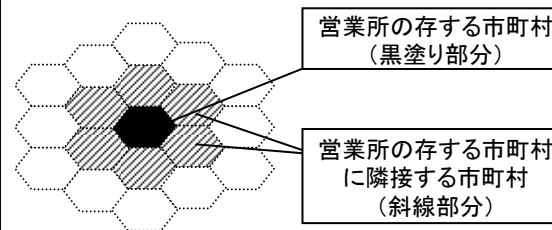
改正後

第3種旅行業者も、次の条件の下で企画旅行の造成・実施が可能。

- ・ 催行区域の限定：
営業所の存する市町村及びこれに隣接する市町村の区域内に限定
- ・ 当日払い：
旅行代金は、申込金(20%以内)を除き、旅行開始日より前の収受は行わないこと

営業保証金300万円、基準資産300万円で参入が可能に。

※ 催行可能な区域のイメージ(黒塗り部分及び斜線部分)



平成21年3月31日に、第3種旅行業の範囲(区域)を拡大し、営業所が所在する市町村と一般定期航路で結ばれた半島にある市町村(半島に営業所が所在するケースも可)を追加しました。

九州では、山川～根占航路で結ばれた、指宿市と南大隅町や島原～三池航路で結ばれた島原市と大牟田市などが該当します。

九州運輸局管内の旅行業者数の推移

事業者数

